

令和4年度 地方分権改革に関する提案募集

**林地台帳の作成・更新に関する事務について住民基本台帳ネットワークシステムを利用可能とする見直し**

---

# ヒアリング説明資料

## 林野庁

令和4年8月3日

# 林地台帳の概要

- 森林については、これまで所有者を明らかにした台帳が整備されておらず、不在村者の増加や相続未了等により、間伐等の森林の整備・保全や施業の集約化が進まない大きな要因となってきたところ
- このため、平成28年に森林法を改正し、森林の土地の所有者に関する情報（氏名・住所等）を記載した林地台帳を作成したところ
- 林地台帳の情報については、森林法に基づく森林の土地の所有者届出のほか、登記情報、固定資産課税台帳等を基に精度の向上を図っているところであり、所有者が転出している場合は住民票を公用請求により入手し、台帳情報を更新

20

登記情報

各種届出

**自治体A**

**【林地台帳】**

固定資産課税台帳  
住民基本台帳情報

反映

林地台帳									
所在等	所在・地番		地目		面積	ha			
	氏名・名称		住所		共有の有無				
登記簿上の所有者	住所		登記年月日						
	氏名・名称		住所		共有の有無				
現に所有している者・所有者とみなされる者	住所		届出(記載)年月日		記載事由				
	氏名・名称		住所		共有の有無				
森林の土地の境界に関する測量等の実施状況	地籍調査		済・未済		地籍調査実施年月日				
	境界の確定に資する測量		済・一部済・未済		実施年月日				
林小班			森林経営計画			公益的機能別施業森林等			
林班	小班群	小班	小班枝番	認定の有無	認定者の種類	認定年月	区分	施業方法	
登記簿上の所有者に係る共有者の一覧									
共有者									
氏名・名称		住所		登記年月日					
氏名・名称		住所		登記年月日					
現に所有している者・所有者とみなされる者の共有者の一覧									
共有者									
氏名・名称		住所		登記年月日		記載事由			
氏名・名称		住所		登記年月日		届出(記載)年月日			
氏名・名称		住所		登記年月日		記載事由			
氏名・名称		住所		登記年月日		届出(記載)年月日			

反映

**転出していた場合**  
(自治体AからBへ、更にCへ転出した場合)

公用請求  
郵送  
住民票除票の交付

自治体B

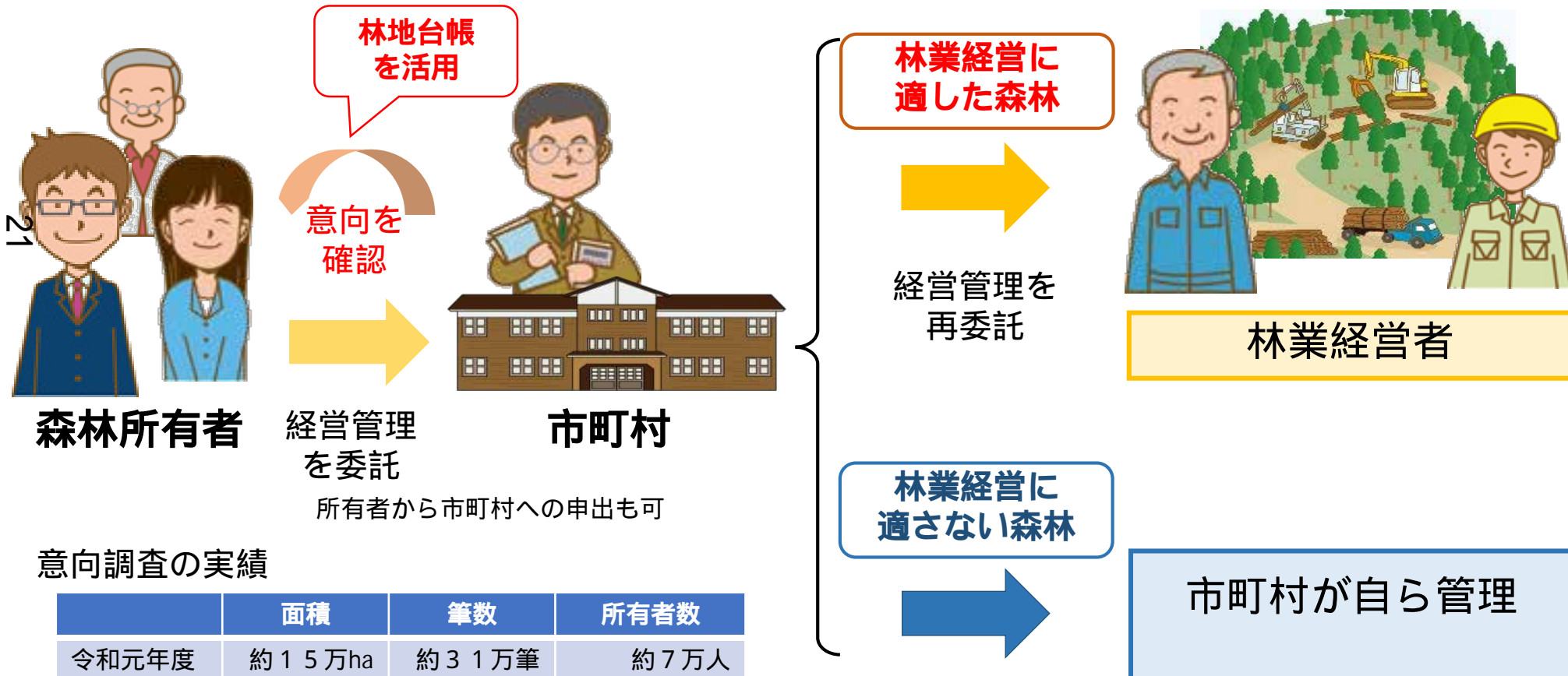
公用請求  
郵送  
住民票写しの交付

自治体C

住基ネットが利用可能となれば、即日確認可能

# 森林経営管理制度における林地台帳の活用

- 平成31年4月から森林経営管理制度が開始。市町村は、森林経営管理法に基づき、経営管理が行われていない森林について森林所有者の意向を確認し、市町村による森林の経営管理の実施や林業経営者への再委託を推進
- 住民基本台帳ネットワークシステムの利用により、林地台帳の更新事務の効率化・省力化が図られ、森林経営管理法に基づく施策の円滑な推進が期待



## 意向調査の実績

	面積	筆数	所有者数
令和元年度	約1.5万ha	約3.1万筆	約7万人
令和2年度	約2.5万ha	約4.3万筆	約1.1万人

# 会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について

## 【制度導入時の国会答弁】

＜平成29年5月9日 衆・総務委＞

○奥野総一郎（立民）

費用弁償に当たらないというもの、例えば勤勉手当とか退職手当とか、こういったものはパートタイムの職員については支給対象にならない、違法だ、こういう解釈になるのでしょうか。

○高原公務員部長

御指摘のように、勤勉手当につきましては、パートタイムの方に支給する場合、違法となります。これは、**まだ国家公務員の期間業務職員などにおきましても勤勉手当の支給が進んでいない**ということで、現時点では、私どもといたしましては、**国家公務員との均衡という観点から、今後の課題**ということで整理をさせていただいております。

## 【最近の国会答弁】

＜令和4年4月12日 衆・総務委＞

○吉川元（立民）

人勧に基づく給与改定をここ数年ずっと見ておきますと、プラスのときには勤勉手当でプラスするんです。マイナスのときは期末手当の方でマイナスにするというのがずっと続いております。今、地方の**会計年度任用職員は期末手当のみ**です。ですから、**上がるときには上がりず、下げられるときは一緒に下がるという非常に不平等な処遇**になっている。

国家公務員については既に勤勉手当が支給されております。何で地方公務員がそれはできないのか。日頃から国公準拠、**国公準拠**というふうに何度も言われているんですけども、なぜできないのか。必要な自治法の改正案も含めて、勤勉手当の支給ができるよう見直すべきではありませんか。

○金子大臣

もう吉川委員もよく御承知のとおり、会計年度任用職員に対する勤勉手当については、会計年度任用職員**制度の開始時には、今後の検討課題としていた**ところでございます。検討に当たっては、**各自治体における期末手当の定着状況や国の非常勤職員に対する支給の運用状況なども踏まえる必要があります**が、制度創設に当たり、自治体と意見交換を行った経緯も考慮いたしますと、**まずは自治体の御意見を改めて伺うことなどによって取組を進めていきたい**と考えております。

# 地方税法第73条の20の2に 基づく通知への通知項目の追加 （固定資産評価額及び建築年月日） に係る提案について

23

法務省民事局

重点番号1：登記所から都道府県に直接通知される登記情報への  
固定資産評価額及び建築年月日情報の追加（法務省）

## 都道府県に登記情報を通知するに至った経緯

都道府県において、不動産取得税の課税のために不動産の取得の事実を把握する必要があるところ、その大半は登記所や市町村に赴き登記情報を確認する方法により把握しており、これに多大な時間と労力を要していた。

都道府県からの要望を受けて、令和4年に地方税法が改正され、これにより、**登記所から都道府県に対し直接、登記情報を電子データで通知**することとなった（令和5年4月施行予定）

## 提案団体からの提案内容等

### 提案内容

登記所から都道府県に通知される登記情報に固定資産評価額及び建築年月日情報を追加する

### 問題意識

現行の通知事項のみでは不動産取得税の課税等ができず、市町村及び都道府県の事務負担の軽減につながらない。

### 期待される効果

- 市町村及び都道府県における不動産取得税課税業務に係る事務負担の大幅な軽減
- 納税者の申告によらずとも、都道府県において税の特例措置の適用の有無の判断が可能となることにより、納税者の手続負担の大幅な軽減
- 不動産取得税の課税等の事務が、登記所から都道府県へ提供される電子データを中心とした事務になれば、地方税の分野におけるデジタル化の促進に寄与

## 検討の方針

### 前提

令和4年地方税法改正の目的は、**不動産取得税の課税の端緒となる登記情報を通知すること**であり、当該通知を用いて課税額の算出を行うことを想定したものではない。

### 問題点

- **固定資産税評価額は、**登記所が登記情報として保有する情報ではなく、**市町村が保有する評価額の情報**を、登記の申請人等から提供を受けて登記所が知り得ているに過ぎず、**登記情報の通知と同様には考えられない。**
- **登記所では、**市町村から固定資産税評価額が電子データで提供されない限り、そもそも、**固定資産税評価額の情報**を、**電子データとして保有・管理していない。**
- 仮に、法務局から都道府県にオンラインで通知するには、まず、市町村から登記所に当該情報がオンラインで通知されることが必要。しかし、現状、**オンライン通知を行っている市町村は、全体の17%に過ぎない。**

**提案への検討には、これらの問題の解決が必要**

## 登記済通知書への固定資産評価額及び建築年月日の追加

### 提 案 内 容

登記所から都道府県に直接通知されることとされた登記の情報への固定資産評価額及び建築年月日情報の追加する。

### 一 次 回 答

提案中の支障事例に、「今般、登記所から都道府県へも直接登記の情報について通知されることとなったものの、現行の登記の情報のみでは、不動産取得税の課税等はやできない」とあるが、まず前提として、地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)における地方税法第73条の20の2を新設した趣旨は、不動産取得税の課税の端緒となる情報として、不動産の取得に係る登記の情報を通知するというものであり、当該通知を用いて課税額の算出を行うことを想定したものではない。

そもそも、固定資産税評価額は、法務局が登記情報として保有する情報ではなく、登録免許税の算出のために市町村や申請人から提供を受けることにより知り得ている情報にすぎず、法務局において管理している情報ではなく、また、法務局において当該評価額の真正性を担保することができないことから、登記情報と固定資産税評価額情報を関連付けて提供することは困難である。

なお、都道府県が課税主体である不動産取得税は、固定資産税と同様に、適正な時価を課税標準とするとともに、固定資産評価基準によって評価額を決定するものである。そのため、現行制度においては、固定資産課税台帳に評価額が登録されていない不動産については都道府県が評価額を決定して市町村に通知し、固定資産課税台帳に評価額が登録されている不動産については市町村が都道府県に評価額を通知することとしている。このように、市町村と都道府県が相互に評価額を通知し合うことで、適切かつ効率的に不動産取得税及び固定資産税の課税を行う仕組みとしている。

## 不動産取得税の概要

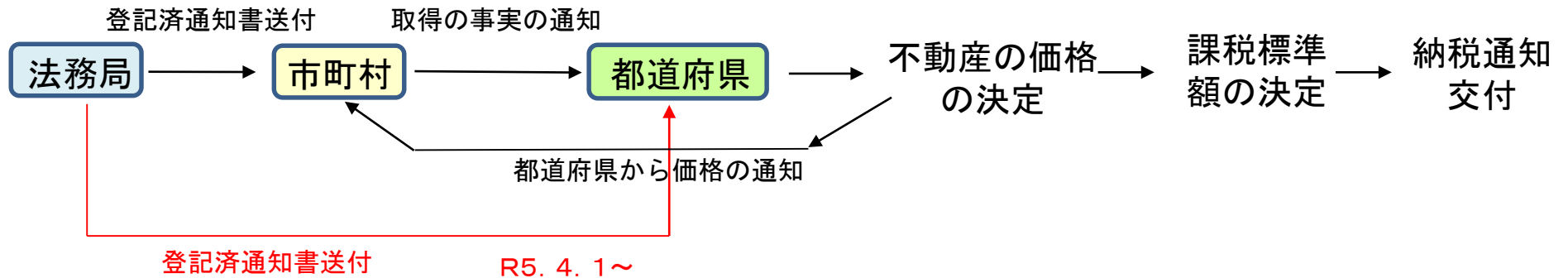
項 目	内 容
1. 課税主体	都道府県
2. 納税義務者	不動産の取得者
3. 課税方式	<課税客体> 不動産の取得 <徴収方法> 普通徴収の方法による
4. 課税標準	価格(固定資産課税台帳に登録された固定資産の評価額)
5. 税 率	標準税率 本則4% <税率の特例> 住宅及び土地 3% (R6.3.31まで)
6. 課税標準及び 税額の特例	<住宅・住宅用地の特例> (昭和29年創設) 住 宅 ・課税標準の特例措置 新築住宅→1,200万円を控除 中古住宅→住宅の新築時期により最高1,200万円を控除  住宅用地 ・税額の減額措置(新築・中古とも) 150万円又は床面積の2倍の面積(200㎡限度)に相当する土地の 価格のいずれか大きい額に税率を乗じて得た額を減額  <住宅用地・商業地等の特例> (平成6年創設) 住宅用地、商業地等の取得に係る課税標準としての価格を、評価額の1/2に圧縮
7. 税収	3,743億円(令和2年度決算)
8. 沿 革	昭和29年 創設 昭和56年 税率の改正(3%→4%)



# 不動産取得税の課税事務の流れ

## 原始分

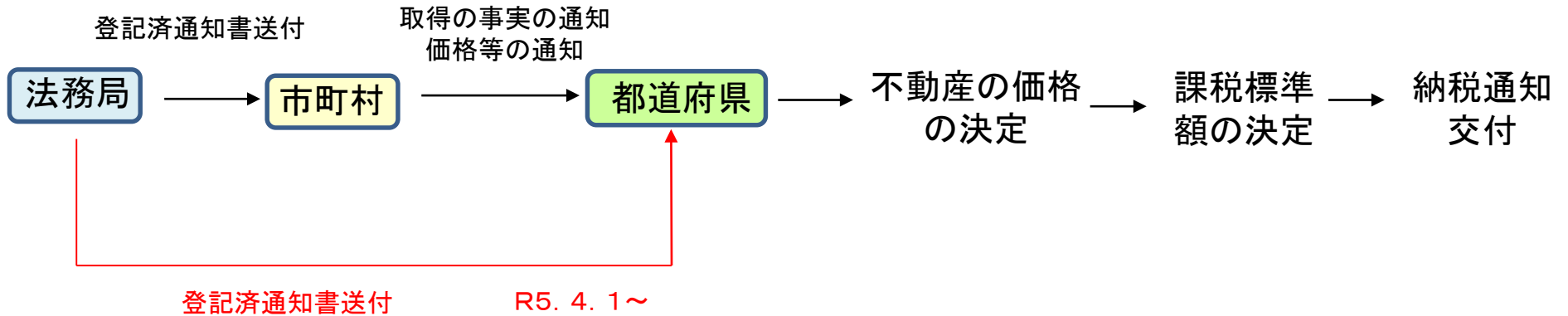
【固定資産課税台帳に価格が登録されていないケース】



27

## 承継分

【固定資産課税台帳に価格が登録されているケース】



## 【R4改正】 不動産取得税に係る登記所から都道府県への通知

- 都道府県は、不動産取得税の課税のため、市町村から登記情報を入手している。
  - 都道府県がより効率的に登記情報を把握できるようにするため、登記所から都道府県に登記情報を直接通知することとする。
- ※ これに合わせて、不動産の取得者が登記を行った場合は、都道府県への不動産の取得の事実等の申告を不要にする。
- ※ その他、住宅及び住宅用地に係る特例措置については、申告があった場合に限り適用することとされているところ、都道府県が特例措置の要件に適合することを確認したときは、申告がなくとも特例措置の適用を可能とするなど、所要の措置を講じる。
- ※ 原則、令和5年4月1日施行。

28

### ■ 登記所から都道府県への通知のイメージ

